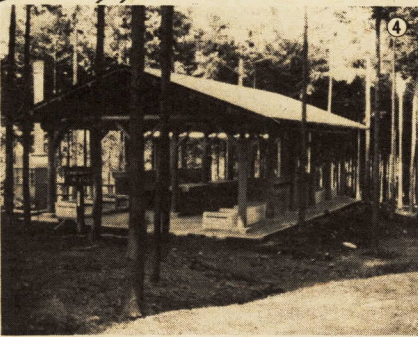
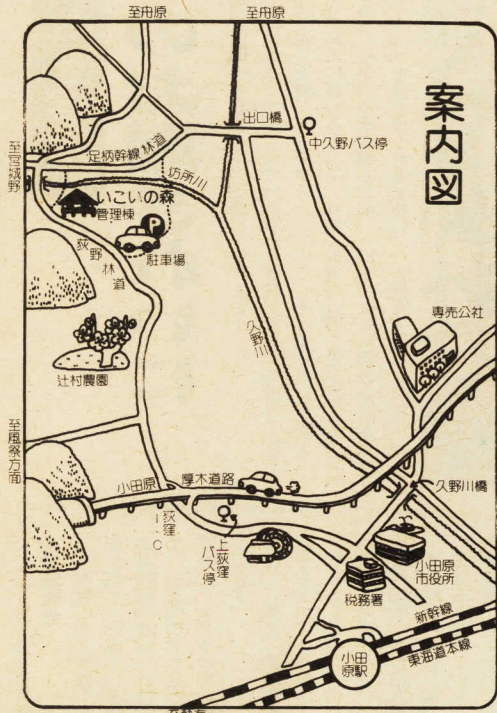


いこいの森オープン



— 交通案内 —

小田原駅	バス 20分	上荻窪	徒歩 40分	いこいの森
小田原駅	バス 20分	中久野	徒歩 50分	いこいの森
荻窪1c	バス (小田原厚木線利用)	5分		いこいの森

今月号から紙面が変わりました

今月号から「広報おだわら」みなさんに同時配送しています。紙面が少し変わりました。「県のため」との比較から、まず、規格を同時配送の「県」これまでに規格や紙質について、のたよりと同じにし、規格がいろいろを要望がありました。大きく変わったことに伴い、これまた、月一回の発行のため紙面までの十五字詰め十段組みからのスペースが十分にたれない点、十四字詰め十一段組みにし、読みやすい広報紙にしたい。また、紙質も上質紙から中検討した結果によります。今後はとも愛読くださいます。この紙面の改変については、ようよろしくお願ひします。

森林機能を幅広く利用

本市は、市域の三分の一が山林で、比較的緑地が多く自然に親しむには恵まれた環境にありますが、市街化が進むにつれ、生活の場からだんだん緑が失われ、内食し出します。そのほか、美しさを十分楽しんでもらえる

今年号から「広報おだわら」みなさんに同時配送しています。紙面が少し変わりました。「県のため」との比較から、まず、規格を同時配送の「県」これまでに規格や紙質について、のたよりと同じにし、規格がいろいろを要望がありました。大きく変わったことに伴い、これまた、月一回の発行のため紙面までの十五字詰め十段組みからのスペースが十分にたれない点、十四字詰め十一段組みにし、読みやすい広報紙にしたい。また、紙質も上質紙から中検討した結果によります。今後はとも愛読くださいます。この紙面の改変については、ようよろしくお願ひします。

5月24日に開園式 市民休養施設の中心に

「いこいの森」は、今、すっかりやせせらぎの音が聞こえる中、今年二十四日の開園式を待つばかりとなっています。この「いこいの森」は、市の中心地から三、ほどで、小田原駅からバスで上荻窪まで二十分、そこから徒歩で四十分と割合近く、久野地区の足柄幹線林道と荻野林道に挟まれた森林の中にあります。面積は、およそ二七ヘクタールで、その中央を坊所川が流れ、緑と水の豊かなところ。また、南隣には梅園でおなじみの「辻村農園」が、そして、林道を少し行くと「久野公園」もあり。さらに、四、ほど先には「塔ヶ峰青少年の家」があります。こうした環境にありますから、この「いこいの森」ばかりでなく、ここを起点にしたハイキングなども楽しめよう。このこととして、

年間を通して開放 丸太の遊具もあります

それは次に「いこいの森」の施設を紹介しましょう。まず、荻窪農道を登りつめる五十台が駐車できる一般用駐車場があります。そして、少歩くと、利用するみなさんのために「いこいの森」総合案内が、管理棟に設置されています。ここには、午前九時から午後四時三十分まで管理人がいて、利用についての問い合わせや林間キャンプ場の申込みを受け付けます。なお、総合案内は、毎週月曜日と祝日の翌日、及び十二月二十九日から一月三日までの年末年始はお休みします。そして、管理棟の隣には、林間キャンプ場があり、十人用十基と五人用二十基のテントデッキが設けられ、二百人がキャンプできるようなっています。ここで利用する場合は総合案内で貸し出します。そのほか、美しさを十分楽しんでもらえる

キャンプは 申込制です

この「いこいの森」の入園や施設、貸出品の使用は、すべて無料で、林間キャンプ場以外はいずれも利用できます。なお、キャンプ場は、使用期間は七月、八月の二か月で、定員があるため申込制になっています。利用についての申込方法は、次のとおりです。

- ◆五月十八日(火) 会場II市役所七階大会議室 午前九時～正午
- 市内の団体の百人～二百人の利用申込み
- 午後一時～五時
- ◆五月十九日(水) 会場II市役所六階第八会議室 午前九時～正午
- 市内の団体及び家族の五十人未満の利用申込み
- 午後一時～五時
- 市内の団体及び家族の利用申込み

※市内の団体とは、市内在住者、在勤者、在学者で構成している団体です。

◆五月二十日～二十四日 団体の別なく先着順で受け付けます。会場II市役所四階農政課 午後五時～翌日 土曜日の午後と日曜日は休みです。

◆五月二十五日以降は「いこいの森」総合案内で受け付けます。また、電話での申込みは受け付けません。なお、利用について詳しいことは、農政課農林係(電話③1495)または「いこいの森」総合案内(電話③3785)へお尋ねください。

三年度から始められた林業構造改善事業のうち、森林の様々な働きを活用しようとする森林総合利用促進事業として行われ、以来、五十六年度まで、四年度で整備されたものです。完成した「いこいの森」は市民のみなさんのレクリエーション施設ですが、このように、林業振興の一つの事業として整備されてきました。そうした中で、昭和五十三年度の施政方針に「森林の保護育成に努めるとともに、その活用を図るために市民の憩いの場の造成を検討していきたい」といって森林公園造成の計画が打ち出されました。この「いこいの森」は、この計画の中から生まれたもので、五十

早川の流れを導水 城址のお堀きれいに



勢いよく流れ込む水に桜並木も満開で祝福
▲早川から小田原用水への取水口

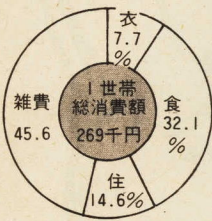
今年早咲きだった桜が満開等市民のみならず迷惑を
の四月一日、城址公園のお堀に おかけしましたが、今では三日
早川の水が溢れ込んできました。間て堀(大堀一万三千平方) ツジ、そしてきれいなお堀と
この事業は、「緑と水の豊かな水が入れ替わるように、日量 本市の「緑と水の豊かさ」に「お
住みよ都市を目指す本市が、五、の早川の水が導入され、城まつり」に訪れる観光客も
市制四十周年記念事業の一つとして昭和五十五年の夏から進め
てきたもので、「ヘドロがたまり、汚れがひどくなったお堀をきれ
いなお堀に変えよう」と、まず「ヘドロのしゅんせつ」から始め、早
川から既設の小田原用水路を利用しながら新たに導水路や排水
路を新設するなどして、総事業費およそ一億六千三百万円で、この三月に完成したものです。
工事中は、お堀のコイなどの引越しやヘドロのしゅんせつ

昭和56年度

消費生活モニター報告

暮らし向きが 苦しくが67%に

このほど、昭和五十六年度の消費生活モニターに関する活動報告がまとまりました。
昨年五月に、市内各地の主婦三十人の方を消費生活モニターとして委嘱し、この一年間、消費生活についての意見、要望等をモニター通信として寄せていただきました。
④消費動向調査
モニター世帯の十月の総消費額は、約二十六万九千円(前年度約二十六万七千円)で、これを衣・食・住・雑費の四つに分けると、その割合は次のとおりです。



前年度と比較し、総消費額はほとんど増えていませんが、食費の割合が増えているのが目立ちます。
次に、市内と市外の消費割合を比べますと、市内で八九・九% (前年度九〇・八%)、市外で約一〇・一% (前年度九・二%) が消費されており、市外流出は一〇%程度と、昨年とほぼ同じ結果になっています。

また、現在の暮らし向きは去年と比較してどうですかという質問に対し、「良くなった、楽になった」と答えた人はなく、大半のモニター(六六・七%)が「悪くなった、苦しくなった」と答えています。

モニターから、買い物の際、気配が付いたことや、商店・事業客態度に対する消費者の目が厳しくなってきたことを示すものが多いです。
⑤モニター通信
モニターから、買物の際、気配が付いたことや、商店・事業客態度に対する消費者の目が厳しくなってきたことを示すものが多いです。

最後に、この一年間消費生活モニターとして積極的に取り組んでいただいた方々をはじめ、協力いただいた関係者のみなさんへ心から感謝申し上げます。

結果になって、現在の暮らし向きは去年と比較してどうですかという質問に対し、「良くなった、楽になった」と答えた人はなく、大半のモニター(六六・七%)が「悪くなった、苦しくなった」と答えています。

宅地等	調整率	一般農地	調整率
1.3倍以下	1.1%	1.15倍以下	1.05%
1.3倍を超え1.5倍以下	1.15	1.15倍を超え1.3倍以下	1.1
1.5倍を超え1.7倍以下	1.2	1.3倍を超え1.5倍以下	1.15
1.7倍を超え1.9倍以下	1.25	1.5倍を超え2.0倍以下	1.2
1.9倍を超えるもの	1.3		

市街化区域内農地の課税を適正化
①土地に係る五十七年度から五十九年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

市街化区域農地に対する固定資産税及び都市計画税の課税の適正化措置については、次のとおりとなりました。
○新たに三都市圏の特定の市の農地についても適用されます。ただし、評価額が三・三平方メートル以上三平方メートル未満のものは、適用対象外となります。

②市街化区域農地に対する固定資産税及び都市計画税の課税の適正化措置については、次のとおりとなりました。
○新たに三都市圏の特定の市の農地についても適用されます。ただし、評価額が三・三平方メートル以上三平方メートル未満のものは、適用対象外となります。

③固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

④固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑤固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑥固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

個人市県民税の非課税範囲が拡大

このたび、昭和五十七年度に「地方税法」の改正が行われ、個人市県民税の非課税範囲が拡大された。

①所得割の非課税措置が、次のとおりになりました。
所得金額の二十七万円に、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者、または扶養親族を有する場合には九万円を加えた金額以下の所得者については、市県民税

②均等割の非課税が適用される所得者については、市県民税

③配偶者控除、または扶養控除の対象となる所得者が緩和された。

④専夫控除が認められました。

⑤土地に係る五十七年度から五十九年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑥固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑦固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑧固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑨固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑩固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑪固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑫固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

地方税法が一部改正

このたび、昭和五十七年度に「地方税法」の改正が行われ、個人市県民税の非課税範囲が拡大された。

①所得割の非課税措置が、次のとおりになりました。
所得金額の二十七万円に、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者、または扶養親族を有する場合には九万円を加えた金額以下の所得者については、市県民税

②均等割の非課税が適用される所得者については、市県民税

③配偶者控除、または扶養控除の対象となる所得者が緩和された。

④専夫控除が認められました。

⑤土地に係る五十七年度から五十九年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑥固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑦固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑧固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑨固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑩固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑪固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

⑫固定資産税・都市計画税については、評価替えに伴う負担の調整を図るため、前年度の課税標準額に対する新評価額の上昇率の区分に応じて、上の表に掲げる負担調整率を前年度の課税標準額に掛けて得た額とし、新評価額を限度とするものになりました。

市立病院の職員募集

市立病院の全面改築に伴い、助産婦・看護婦・准看護婦の資格をお持ちの方で、三交代の勤務の方と、昼間のパートタイムを募集しています。

また、現在、看護学校等に在学中の方で、奨学金を希望される方もご相談に応じますので、ご連絡ください。

◆受付場所 久野四六番地 市立病院庶務課 電話④3175 (内線108)

◆勤務先 小田原市立病院

◆資格 〇職員 三十歳未満で三交代の勤務の方 二十人
〇パート 午前九時から午後四時まで勤務できる方 若干名
〇採用 面接及び身体検査によって決定します。
〇奨学金 助産婦学生・高看

〇正職員 三十歳未満で三交代の勤務の方 二十人
〇パート 午前九時から午後四時まで勤務できる方 若干名
〇採用 面接及び身体検査によって決定します。
〇奨学金 助産婦学生・高看

〇職員 三十歳未満で三交代の勤務の方 二十人
〇パート 午前九時から午後四時まで勤務できる方 若干名
〇採用 面接及び身体検査によって決定します。
〇奨学金 助産婦学生・高看

〇職員 三十歳未満で三交代の勤務の方 二十人
〇パート 午前九時から午後四時まで勤務できる方 若干名
〇採用 面接及び身体検査によって決定します。
〇奨学金 助産婦学生・高看

〇職員 三十歳未満で三交代の勤務の方 二十人
〇パート 午前九時から午後四時まで勤務できる方 若干名
〇採用 面接及び身体検査によって決定します。
〇奨学金 助産婦学生・高看

〇職員 三十歳未満で三交代の勤務の方 二十人
〇パート 午前九時から午後四時まで勤務できる方 若干名
〇採用 面接及び身体検査によって決定します。
〇奨学金 助産婦学生・高看

〇職員 三十歳未満で三交代の勤務の方 二十人
〇パート 午前九時から午後四時まで勤務できる方 若干名
〇採用 面接及び身体検査によって決定します。
〇奨学金 助産婦学生・高看

〇職員 三十歳未満で三交代の勤務の方 二十人
〇パート 午前九時から午後四時まで勤務できる方 若干名
〇採用 面接及び身体検査によって決定します。
〇奨学金 助産婦学生・高看

〇職員 三十歳未満で三交代の勤務の方 二十人
〇パート 午前九時から午後四時まで勤務できる方 若干名
〇採用 面接及び身体検査によって決定します。
〇奨学金 助産婦学生・高看

消火器の訪問販売

不審なときは消防署へ

市内の各地で言葉巧みに消火器を売り歩くセールスマンが横行しています。そこで、消防署では次のように呼びかけています。

「消防署や町内会の指定を受けている、法律が改正されて地震や火災対策のため、住宅に一個以上消火器を置かなければならない」と家庭を訪問し強い口調で売りつけたり、備え付けてある消火器を見て、「この消火器は古くなって使えないから新しいものに替える必要がある」と販売。

消防署や市役所などは、消火器はもろくならぬあらゆる物品を直接販売したり、特定の業者を指定して委託販売することはありません。

消火器などについては不審のあるときは、あらかじめ消防署にご相談ください。

◆連絡先 電話②1251

あなたの身近に赤十字

日本赤十字 運動月間

5月1日~31日

あなたは加入していますか

交通災害共済制度

年ごと増加しています。交通事故の被害者一人でも多い。一方は今すぐ加入してください。加入については、最寄りの福祉行政の窓口として交通災害共済事業の充実を図っています。策謀を受け付けています。

また、五月加入の場合の共済掛金は、十六歳以上の方は、昨年度に交通事故で亡くなった市民は二十一人で、そのうち四人の方が共済の未加入者でした。こうした不慮の災害に遭ったとき少しも役に入らずに済むことは、安否対策課に加入してください。

◆問い合わせ 安否対策課 電話⑤1851

市民スポーツ・レクリエーションの集い

Table with columns: 行事名, 内容, 日時, 会場, 対象, 人員, 会費, 申込先, 主催. Includes events like '民謡の集い' and 'ジョギング'.

地域を巡回して スポーツ教室

お母さん方は奮って参加を

Table for 'スポーツ教室巡回日程' with columns: 月, 日, 時間, 会場. Lists dates from May 18 to June 24.

家庭婦人の テニスを楽しま集い

小田原軟式庭球協会では、市教育委員会の後援で、家庭婦人日までに、市教育委員会体育課へ電話で申し込んでください。

春の婦人 バレーボール

ふだん軟式庭球の競技会等に出席する機会のない方、昔プレイされた方等で希望される方はご参加ください。

初心者の方の 沢登り教室

小田原山岳協会では、初心者の方のための沢登り教室を次のとおり開催いたします。

下水道の資格試験

市では、下水道排水設備工事の責任技術者と技能者の資格試験を次のとおり行います。

配管技能者 継続手続を

小田原市下水道配管技能者の資格者で、今年の七月九日までに資格の有効期間が満了となる方は、次の指定期間内に資格継続申請の手続きをしてください。

道路は広く正しく 道路水路使用は許可申請を

道路(歩道、道路のり敷等)を無断で使用している方、今後使用とする方は、道路法等の規定により道路管理者の占用許可を受けなければならぬ。

健康のコーナー 保険健康課. Includes an illustration of a person and text about health services.

献血 5月1日(土) ナックビル横 7日(日) 小田原看護専門学校

健康相談 5月10日(月) 協和印刷 13日(水) 堀之内公民館

健康教室 《電話申込制》 5月12日(水) 中高年の消化器

子宮がん集団検診 《電話申込制》 5月14日(金) 市役所車庫

簡易人間ドック 5月14日(金) 市役所車庫

胃がん集団検診 《電話申込制》 5月14日(金) 市役所車庫

乳がん集団検診 《電話申込制》 5月14日(金) 市役所車庫

麻しん予防接種の指定医療機関一覧表. Large table listing medical facilities, addresses, phone numbers, and vaccination schedules.

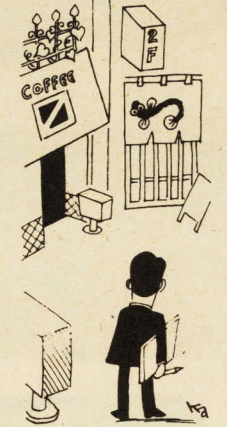
商業統計調査を実施

6月1日現在 ご協力願います

通商産業省では、六月一日現在、流通機構の近代化などの施策を、また、各商店が経営指針を作るに際して重要な基礎資料として、この調査は「商業の国勢調査」といわれるもので、我が国の商店の分布状況や販売活動の実態及び商品の全国的な流通状況などを明らかにするため、すべての商店を対象に行われます。

国民年金 現況届を忘れずに 提出期限 5月末日

五月は、国民年金の障害年金、母子・準母子年金、遺児年金、寡婦年金を受けている方が「現況届」を提出する時期です。この調査の結果は、国や県そして市における商業の育成



小売商販売士 養成講習会

締切り 5月31日

月日	時間	内容
6月9日(休)	18:00	小売業の役割・流通機構の概要・小売業の主要形態
10日(休)		
14日(月)	20:00	職場の人間関係
16日(水)	18:00	小売業関連の法令
17日(木)	21:00	消費欲求と購買行動
21日(月)	18:00	商品知識と商品分類
23日(水)	13:00	商品陳列と売場装飾
24日(木)	18:00	顧客心理と接客販売技術
28日(月)	20:00	販売事務計算
30日(水)	18:00	商品包装技術
7月2日(金)	18:00	商品包装技術
5日(月)	18:00	質疑応答(テスト)

お年寄りの趣味講座 好評で「陶芸」も開催

市では、お年寄りの趣味講座を開催して好評を得ていますが、「民話」「盆裁」に続いて次のとおり「陶芸」も開催します。お年寄りのみなさんは、奮ってお申し込みください。

- ◆募集人員 三十人
- ◆申込期限 五月三十一日(月)
- ◆申込方法 五月二十日(木)まで、定員になり次第、締め切ります。
- ◆受講資格 年齢十八歳以上の方(男女は問いません)
- ◆受講料 二千二百円(テキスト代ほか)
- ◆申込み及び問い合わせ 商工課 電話③1511
- ◆職業訓練校 電話②2275
- ◆商工会議所 電話①1811
- ◆受講資格 市内にお住みの六

健康増進 システム

お子さんをお持ちの母さん、お孫さんをお持ちの母さん、お父さん、お母さん、お孫さん、おじいちゃん、おばあちゃん、みんなの健康を、このシステムで守りましょう。

国民年金に加入していた方が厚生年金等に加入すると、国民年金加入の資格がなくなり、国民年金がなくなるので、必ず、国民年金をやめの手続きをしてください。

国民年金に加入していた方が厚生年金等に加入すると、国民年金加入の資格がなくなり、国民年金がなくなるので、必ず、国民年金をやめの手続きをしてください。

国民年金に加入していた方が厚生年金等に加入すると、国民年金加入の資格がなくなり、国民年金がなくなるので、必ず、国民年金をやめの手続きをしてください。

国民年金に加入していた方が厚生年金等に加入すると、国民年金加入の資格がなくなり、国民年金がなくなるので、必ず、国民年金をやめの手続きをしてください。

国民年金に加入していた方が厚生年金等に加入すると、国民年金加入の資格がなくなり、国民年金がなくなるので、必ず、国民年金をやめの手続きをしてください。

国民年金に加入していた方が厚生年金等に加入すると、国民年金加入の資格がなくなり、国民年金がなくなるので、必ず、国民年金をやめの手続きをしてください。

国民年金に加入していた方が厚生年金等に加入すると、国民年金加入の資格がなくなり、国民年金がなくなるので、必ず、国民年金をやめの手続きをしてください。

国民年金に加入していた方が厚生年金等に加入すると、国民年金加入の資格がなくなり、国民年金がなくなるので、必ず、国民年金をやめの手続きをしてください。

風しん流行 若い女性は抗体検査や予防接種を

風しんが流行しています。風しんは、三日ばしかとも呼ばれたらえのか、など、相対的な抗体検査を受けるようにしてください。

風しんが流行しています。風しんは、三日ばしかとも呼ばれたらえのか、など、相対的な抗体検査を受けるようにしてください。

風しんが流行しています。風しんは、三日ばしかとも呼ばれたらえのか、など、相対的な抗体検査を受けるようにしてください。

風しんが流行しています。風しんは、三日ばしかとも呼ばれたらえのか、など、相対的な抗体検査を受けるようにしてください。

風しんが流行しています。風しんは、三日ばしかとも呼ばれたらえのか、など、相対的な抗体検査を受けるようにしてください。

風しんが流行しています。風しんは、三日ばしかとも呼ばれたらえのか、など、相対的な抗体検査を受けるようにしてください。

風しんが流行しています。風しんは、三日ばしかとも呼ばれたらえのか、など、相対的な抗体検査を受けるようにしてください。

風しんが流行しています。風しんは、三日ばしかとも呼ばれたらえのか、など、相対的な抗体検査を受けるようにしてください。

休日急患診療所 調剤薬局の案内

休日、または夜間急病になったときは、まずかかりつけの医師へ。かかりつけの医師がない方や医師に差し支えがあつて受診できない場合は、調剤薬局の案内を参照してください。

休日、または夜間急病になったときは、まずかかりつけの医師へ。かかりつけの医師がない方や医師に差し支えがあつて受診できない場合は、調剤薬局の案内を参照してください。

休日、または夜間急病になったときは、まずかかりつけの医師へ。かかりつけの医師がない方や医師に差し支えがあつて受診できない場合は、調剤薬局の案内を参照してください。

休日、または夜間急病になったときは、まずかかりつけの医師へ。かかりつけの医師がない方や医師に差し支えがあつて受診できない場合は、調剤薬局の案内を参照してください。

休日、または夜間急病になったときは、まずかかりつけの医師へ。かかりつけの医師がない方や医師に差し支えがあつて受診できない場合は、調剤薬局の案内を参照してください。

休日、または夜間急病になったときは、まずかかりつけの医師へ。かかりつけの医師がない方や医師に差し支えがあつて受診できない場合は、調剤薬局の案内を参照してください。

休日、または夜間急病になったときは、まずかかりつけの医師へ。かかりつけの医師がない方や医師に差し支えがあつて受診できない場合は、調剤薬局の案内を参照してください。

休日、または夜間急病になったときは、まずかかりつけの医師へ。かかりつけの医師がない方や医師に差し支えがあつて受診できない場合は、調剤薬局の案内を参照してください。

休日、または夜間急病になったときは、まずかかりつけの医師へ。かかりつけの医師がない方や医師に差し支えがあつて受診できない場合は、調剤薬局の案内を参照してください。

歯の相談日

対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。

対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。

対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。

対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。

対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。

対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。

対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。

対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。

対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。対象者 3歳未満の乳幼児。

3歳児健康診査

対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。

対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。

対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。

対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。

対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。

対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。

対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。

対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。

対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。対象者 3歳から7歳未満。

7か月児健康診査

対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。

対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。

対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。

対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。

対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。

対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。

対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。

対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。

対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。対象者 7か月から1歳未満。

1歳6か月児健康診査

対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。

対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。

対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。

対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。

対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。

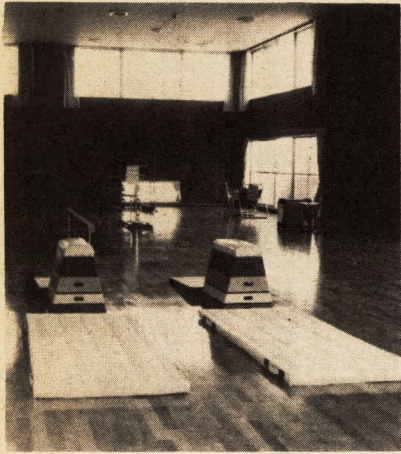
対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。

対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。

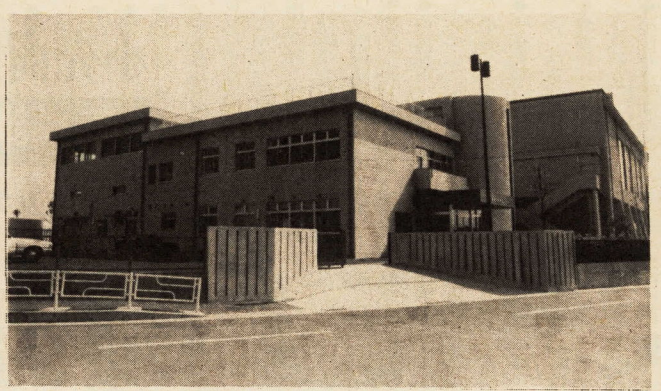
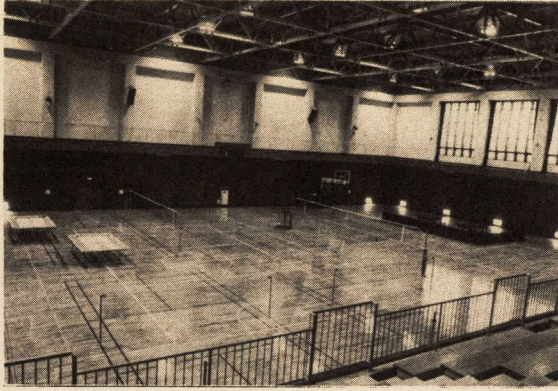
対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。

対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。対象者 1歳6か月から2歳未満。

観客500人を収容できる大体育館



各種のトレーニング器具が備え付けられた小体育室



センターの体育館棟(右奥)と管理棟の入口

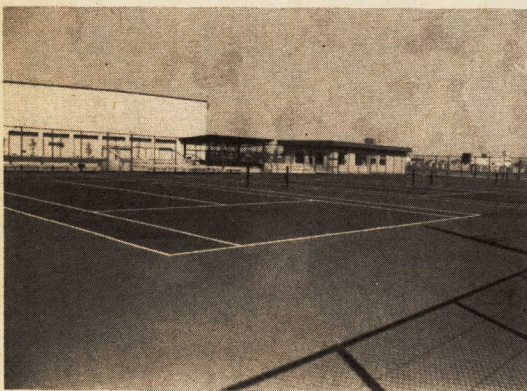
話題の広場

西湘地区体育センターが完成

5月8日(土) 富士フィルム(男子)のバレーボールの模範試合



このセンターのシンボル「躍進」の像



試合用四面練習用二面の全天候型テニスコート



全面芝生のスポーツ広場は四千平方メートル

酒匂川左岸に建設が進められていた、また東湘地区体育センターが、このほど完成、今月八日に開所式が行われます。この日は、開所を記念して、先に第十五回日本バレーボールリーグ戦で優勝を飾った富士フィルム男子チームと東レ九鱗会との模範試合が行われます。観戦希望の方はお出掛けください。入場料 無料。試合開始 午後一時三十分。注意 上履きを用意のこと。この施設は、こうした国際的な競

バイトを募集

市では、夏期に開催する市営プールのアルバイトを次のとおり募集します。募集人員 男子 二十人、女子 十人。勤務場所 御幸の浜プール。勤務時間 午前八時四十五分～午後五時。勤務期間 七月一日～八月三十一日。賃金 三千七百円、四千六百円。申込方法 〒250 荻窪三〇〇番地 市役所観光課まで、六月十日までに履歴書をお送りください。問い合わせ 観光課 電話 1521



プールのアル

市では、夏期に開催する市営プールのアルバイトを次のとおり募集します。募集人員 男子 二十人、女子 十人。勤務場所 御幸の浜プール。勤務時間 午前八時四十五分～午後五時。勤務期間 七月一日～八月三十一日。賃金 三千七百円、四千六百円。申込方法 〒250 荻窪三〇〇番地 市役所観光課まで、六月十日までに履歴書をお送りください。問い合わせ 観光課 電話 1521

水便所改造の貸付金を引上げ

市では、下水道の処理区域内において既設のくみ取り便所等を改造するために要する資金の貸付制度を行っていますが、今年度から排水設備工事費の値上げ等を考慮し、貸付限度額を引き上げましたので、水便所改造の際にはご利用ください。なお、(一)内は改正前です。貸付限度額 大便器一個、または浄化槽一槽について 二十一万円(十七万七千円) 償還方法 無利子で三十か月の均等償還。問い合わせ 下水道部業務課 電話 1613

水道の修理は修理センターへ

みなさんのご家庭の蛇口故障や水道管破裂などの修理については、小田原市管工事協同組合の「水道修理センター」へ申し込んでください。申込先 水道修理センター 電話 2563。なお、知合いの公認業者や特に希望がある場合は、業者へ直接申し込んでいただく差し支えありませんが、公認業者以外の業者が修理することはできませんのでご注意ください。公道内の水道管破裂や道路での水道漏水は、市の水道部が修理しますのでご連絡ください。連絡先 水道部工務課維持係 電話 1667 夜間 1809

命を守る赤字の講習会へ

日本赤十字社では、家庭看護や救急法、水上安全法の講習会を行っています。これらの講習は、話を聞くだけでなく、みなさんに身に付けていただくよう実習が主体となっていますので、ご希望の方は二十人ぐらいのグループ単位でお申し込みください。社会課が窓口となって随時開催します。家庭看護法 万一人病が出たときの、家庭での看護の仕方や疾病予防の医学知識、また老人の健康に関する知識と看護法、さらに若いお母さん方に対する知識と健康な家庭生活に必要な基礎知識、技術を指導します。救急法 家庭、路上、職場、山岳地などで起こる急病やケガに対する事故防止の知識と医師の手に患者を渡すまでの正しい応急手当の技術を指導します。水上安全法 おぼれた人を助け、また、自分の安全を守るために大切な知識と技術を指導します。問い合わせ 社会課老人福祉係 電話 1864

老人居室整備資金の貸付け

県では、六十歳以上のお年寄りと同居、または同居しようとする世帯が、お年寄り専用の居室を新築(住宅購入を含む)増築、または改築する場合、その整備資金についての貸付けを行っています。この貸付けは、次のとおりです。ご利用ください。なお、今回対象となるものは、八月から十月末までに工事着手可能なものに限り、貸付限度額 百五十万円、利息 年三%、据置期間 六月、据置期間中は無利息。受付期間 五月十七日(月)～六月十九日(土)。受付場所 社会課老人福祉係。問い合わせ 社会課老人福祉係 電話 1864

児童特例給付の申請手続を

先に公布された行革関連特例法に基づいて、十八歳未満の児童(そのうち一人以上が十五歳未満)を三人以上養育しているサラリーマン世帯(厚生年金等に加入している人)に限るには、特例給付として三人目の児童から月五千円が支給されることになりました。この給付金は、現在児童手当を受けていない世帯で、所得制限(例えば、扶養親族五人で収入額五百六十万円)未満の方に支給されます。支給は六月分からですが、支給前月の五月に申請する必要があります。お問い合わせ 児童課母子児童係 電話 1453

5月の保育相談

相談内容 しつけ、習慣、幼児教育、健康管理等の問題。相談日 五月六日、十二日、十九日。相談時間 午後一時～四時。会場 市立城山乳児園(市社会福祉センター二階) 電話 3227

5月の不要犬猫の収集日

収集日 五月二十八日(金)。収集場所 市役所本庁舎及び各支所・連絡所。問い合わせ 環境整備課 電話 1471

久野霊園の使用者を募集

市では、久野霊園の使用者を次のとおり募集します。墳墓の種類と募集数 四平方メートル(三二区画)。申込期間 五月十日(月)～二十日(木)。問い合わせ 公園緑地課公園係 電話 1581

中小企業への融資制度を改正

市では、中小企業者を対象に融資を行っていますが、四月から貸付限度額の引上げ及び貸付利率の引下げを次のように実施しましたのでご利用ください。なお、(一)内は改正前です。中小企業小口資金。運転資金。貸付限度額 三百万円(二百万円)。貸付期間 四年以内。貸付利率 年六・五〇%(六・七〇%)。問い合わせ 観光課 電話 1521

し尿浄化槽は必ず定期点検を

浄化槽トイレは、清潔快適に利用できる反面、維持管理を怠分にしますと、近所に悪臭や汚泥の流出などで迷惑をかけたります。川や海を汚すことにもなります。そこで、定期的に汚泥をくみ取ったり、放流水を消毒するほか、浄化槽が正しく働いているか、年一回厚生大臣の指定する検査機関の検査を受けることが義務付けられています。電話で検査の申込みができます。検査を受けてください。お問い合わせ 電話 1864

長寿お祝いの無料写真撮影

県写真師会では、今年九月十五日現在で七十七歳以上になれる方を対象に、写真の無料撮影を行います。ご希望の方は、福寿手帳、または保険証等身分を証明できるものをお持ちの上お近くの写真店へお出掛けください。県知事筆の「祝長寿」入り特別台紙付キャビネ白黒一枚を贈呈します。ただし、既に無料撮影をされた方はご遠慮ください。期間 六月一日～七日。無料撮影のできる店。写真イカシ(本町) 写真写真場(本町) ツジラ写真館(本町) タカハシスタジオ(栄町) シヤロームスタジオ(鴨宮) 穂坂写真館(曾我谷津) 電話 1864

命を守る赤字の講習会へ

日本赤十字社では、家庭看護や救急法、水上安全法の講習会を行っています。これらの講習は、話を聞くだけでなく、みなさんに身に付けていただくよう実習が主体となっていますので、ご希望の方は二十人ぐらいのグループ単位でお申し込みください。社会課が窓口となって随時開催します。家庭看護法 万一人病が出たときの、家庭での看護の仕方や疾病予防の医学知識、また老人の健康に関する知識と看護法、さらに若いお母さん方に対する知識と健康な家庭生活に必要な基礎知識、技術を指導します。救急法 家庭、路上、職場、山岳地などで起こる急病やケガに対する事故防止の知識と医師の手に患者を渡すまでの正しい応急手当の技術を指導します。水上安全法 おぼれた人を助け、また、自分の安全を守るために大切な知識と技術を指導します。問い合わせ 社会課老人福祉係 電話 1864

老人居室整備資金の貸付け

県では、六十歳以上のお年寄りと同居、または同居しようとする世帯が、お年寄り専用の居室を新築(住宅購入を含む)増築、または改築する場合、その整備資金についての貸付けを行っています。この貸付けは、次のとおりです。ご利用ください。なお、今回対象となるものは、八月から十月末までに工事着手可能なものに限り、貸付限度額 百五十万円、利息 年三%、据置期間 六月、据置期間中は無利息。受付期間 五月十七日(月)～六月十九日(土)。受付場所 社会課老人福祉係。問い合わせ 社会課老人福祉係 電話 1864

児童特例給付の申請手続を

先に公布された行革関連特例法に基づいて、十八歳未満の児童(そのうち一人以上が十五歳未満)を三人以上養育しているサラリーマン世帯(厚生年金等に加入している人)に限るには、特例給付として三人目の児童から月五千円が支給されることになりました。この給付金は、現在児童手当を受けていない世帯で、所得制限(例えば、扶養親族五人で収入額五百六十万円)未満の方に支給されます。支給は六月分からですが、支給前月の五月に申請する必要があります。お問い合わせ 児童課母子児童係 電話 1453

5月の保育相談

相談内容 しつけ、習慣、幼児教育、健康管理等の問題。相談日 五月六日、十二日、十九日。相談時間 午後一時～四時。会場 市立城山乳児園(市社会福祉センター二階) 電話 3227

5月の不要犬猫の収集日

収集日 五月二十八日(金)。収集場所 市役所本庁舎及び各支所・連絡所。問い合わせ 環境整備課 電話 1471

久野霊園の使用者を募集

市では、久野霊園の使用者を次のとおり募集します。墳墓の種類と募集数 四平方メートル(三二区画)。申込期間 五月十日(月)～二十日(木)。問い合わせ 公園緑地課公園係 電話 1581

設備資金

●設備資金 ●運転及び設備用資金 ○貸付限度額 五百万円(三百万円) ○貸付期間 五年以内 ○貸付利率 年六・七〇%(六・九〇%) ●中小企業中元未資金 ○貸付限度額 二百万円(百五十万円) ○貸付期間 六月以内 ○貸付利率 年六・二五%(六・五〇%) ●大型店対策特別資金 ○貸付限度額 五百万円 ○貸付期間 五年以内 ○貸付利率 年六・八〇%(七・〇〇%) ●問い合わせ 商工課商業係 電話 1511

水便所改造の貸付金を引上げ

市では、下水道の処理区域内において既設のくみ取り便所等を改造するために要する資金の貸付制度を行っていますが、今年度から排水設備工事費の値上げ等を考慮し、貸付限度額を引き上げましたので、水便所改造の際にはご利用ください。なお、(一)内は改正前です。貸付限度額 大便器一個、または浄化槽一槽について 二十一万円(十七万七千円) 償還方法 無利子で三十か月の均等償還。問い合わせ 下水道部業務課 電話 1613

水道の修理は修理センターへ

みなさんのご家庭の蛇口故障や水道管破裂などの修理については、小田原市管工事協同組合の「水道修理センター」へ申し込んでください。申込先 水道修理センター 電話 2563。なお、知合いの公認業者や特に希望がある場合は、業者へ直接申し込んでいただく差し支えありませんが、公認業者以外の業者が修理することはできませんのでご注意ください。公道内の水道管破裂や道路での水道漏水は、市の水道部が修理しますのでご連絡ください。連絡先 水道部工務課維持係 電話 1667 夜間 1809

命を守る赤字の講習会へ

日本赤十字社では、家庭看護や救急法、水上安全法の講習会を行っています。これらの講習は、話を聞くだけでなく、みなさんに身に付けていただくよう実習が主体となっていますので、ご希望の方は二十人ぐらいのグループ単位でお申し込みください。社会課が窓口となって随時開催します。家庭看護法 万一人病が出たときの、家庭での看護の仕方や疾病予防の医学知識、また老人の健康に関する知識と看護法、さらに若いお母さん方に対する知識と健康な家庭生活に必要な基礎知識、技術を指導します。救急法 家庭、路上、職場、山岳地などで起こる急病やケガに対する事故防止の知識と医師の手に患者を渡すまでの正しい応急手当の技術を指導します。水上安全法 おぼれた人を助け、また、自分の安全を守るために大切な知識と技術を指導します。問い合わせ 社会課老人福祉係 電話 1864

老人居室整備資金の貸付け

県では、六十歳以上のお年寄りと同居、または同居しようとする世帯が、お年寄り専用の居室を新築(住宅購入を含む)増築、または改築する場合、その整備資金についての貸付けを行っています。この貸付けは、次のとおりです。ご利用ください。なお、今回対象となるものは、八月から十月末までに工事着手可能なものに限り、貸付限度額 百五十万円、利息 年三%、据置期間 六月、据置期間中は無利息。受付期間 五月十七日(月)～六月十九日(土)。受付場所 社会課老人福祉係。問い合わせ 社会課老人福祉係 電話 1864

児童特例給付の申請手続を

先に公布された行革関連特例法に基づいて、十八歳未満の児童(そのうち一人以上が十五歳未満)を三人以上養育しているサラリーマン世帯(厚生年金等に加入している人)に限るには、特例給付として三人目の児童から月五千円が支給されることになりました。この給付金は、現在児童手当を受けていない世帯で、所得制限(例えば、扶養親族五人で収入額五百六十万円)未満の方に支給されます。支給は六月分からですが、支給前月の五月に申請する必要があります。お問い合わせ 児童課母子児童係 電話 1453

5月の保育相談

相談内容 しつけ、習慣、幼児教育、健康管理等の問題。相談日 五月六日、十二日、十九日。相談時間 午後一時～四時。会場 市立城山乳児園(市社会福祉センター二階) 電話 3227

5月の不要犬猫の収集日

収集日 五月二十八日(金)。収集場所 市役所本庁舎及び各支所・連絡所。問い合わせ 環境整備課 電話 1471

久野霊園の使用者を募集

市では、久野霊園の使用者を次のとおり募集します。墳墓の種類と募集数 四平方メートル(三二区画)。申込期間 五月十日(月)～二十日(木)。問い合わせ 公園緑地課公園係 電話 1581

あなたの教養・趣味・技術に

成人学校へどうぞ

中央公民館・国府津公民館で開催

市教育委員会は、市民のみなさんに、教養・趣味・生活技術などを身につけながら身に付けていただくこと、中央公民館と国府津公民館で成人学校を別表のとおり開催します。

Table with columns: 科目, 期間, 時間, 学習内容, 定員, 講師, 受講料, 教材費. Includes courses like Taijiquan, Pottery, and Music.

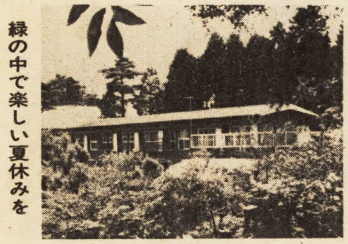
特別講演会 5月28日. 中央公民館での成人学校では、昨年度に引き続き近年大きな社会問題となつていまして、青少年教育を取り上げ特別講演会を次のとおり行います。

あなたも託児ボランティアに育成講座を開催. 市教育委員会は、託児ボランティアを志す方のために今年も育成講座を開きます。



若いお母さんに感謝されています

Table with columns: 科目, 期間, 時間, 学習内容, 定員, 講師, 受講料, 教材費. Includes courses like Japanese Calligraphy and Short Stories.



緑の中で楽しい夏休みを

夏期の『青少年の家』はまだ申し込みできます. 特別に、夏休み期間中は利用団体が集中しますが、今年も予約状況に若干余裕があります。

Table with columns: 月日, 時間, 学習課題, 講師. Lists dates and topics for the volunteer training course.

親子 定員 百六人. 先着順に定員になり次第、締め切ります。参加料 千円(バス代)。

第96回市民劇場 ながぐつをはいた猫. Advertisement for a theatrical performance with dates and ticket information.

競輪場周辺道路 総合交通規制日. Advertisement regarding traffic regulations around the race track.

西湘YBC15周年記念 講演と朗読のついで. Advertisement for a lecture and reading event featuring author Nakamura Makoto.

今月の行事



市民会館

4日 (大ホール) 昭和57年度小田原市母子福祉大会(14時、16時)

5日 市民劇場第96回公演(18時30分、20時45分)

6日 市民劇場第96回公演(18時30分、20時45分)

7日 (金) 少年院 拘留所 今井公民館 新宿公

8日 昭和57年度小田原市母子福祉大会(14時、16時)

9日 ぬいぐるみ人形児童劇 赤すきちゃん(11時、13時、14時、16時)

15日 日立製作所小田原工場文化祭(13時、17時)

16日 山田流筆曲講習会(10時、20時)

21日 五十嵐浩晃コンサート(18時30分、20時30分)

22日 シンガス合唱団第6回定期演奏会(18時30分、20時30分)

23日 加藤千代子舞踊研究所発表会(13時30分、16時)

29日 児童教育マンガ映画会(14時、16時)

郷土文化館 市民愛蔵遺墨展

郷土文化館分館・松永記念館では、春の特別展として市民所蔵者の協力を得て「市民愛蔵遺墨展」を次のように開催します。

6月13日(日) 午前九時～午後五時(入場は午後四時三十分まで)

6月14日(月) 午前九時～午後五時(入場は午後四時三十分まで)

6月15日(火) 午前九時～午後五時(入場は午後四時三十分まで)

6月16日(水) 午前九時～午後五時(入場は午後四時三十分まで)

6月17日(木) 午前九時～午後五時(入場は午後四時三十分まで)

6月18日(金) 午前九時～午後五時(入場は午後四時三十分まで)

6月19日(土) 午前九時～午後五時(入場は午後四時三十分まで)

6月20日(日) 午前九時～午後五時(入場は午後四時三十分まで)

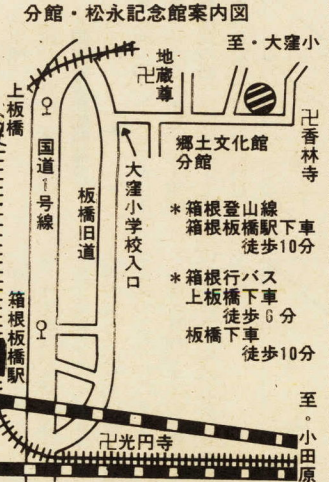
6月21日(月) 午前九時～午後五時(入場は午後四時三十分まで)

6月22日(火) 午前九時～午後五時(入場は午後四時三十分まで)

6月23日(水) 午前九時～午後五時(入場は午後四時三十分まで)

小田原市民憲章

わたしたちは、黒潮おどる相模灘にのぞみ、梅の香におう天守閣をあおく「小田原」の市民です。



分館・松永記念館案内 至・大窪小 至・小田原

至・大窪小 至・小田原 至・小田原

至・大窪小 至・小田原 至・小田原

至・大窪小 至・小田原 至・小田原

至・大窪小 至・小田原 至・小田原

至・大窪小 至・小田原 至・小田原

至・大窪小 至・小田原 至・小田原

至・大窪小 至・小田原 至・小田原

告知板

小田原警察署では、五月を巡り回送強化月間として、交番や駐在所の警察官がみなさんのご家庭や商店、事業所等を訪問し、防犯や交通問題などの相談相手になつたり、犯罪や災害時の連絡方法等についての指導などを行います。

郵便局へも 転居届を! 郵便局では、引越されたら必ず転居届を次のとおり行つて下さい。

商工会議所の 検定試験を 小田原商工会議所では、市民の申込み及び問い合わせ先

山野草の 展示即売会 市では、緑化推進事業の一環として、市内生産農家による花木即売会を次のとおり開催します。

城址公園 花木即売会 市では、緑化推進事業の一環として、市内生産農家による花木即売会を次のとおり開催します。

城址公園 花木即売会 市では、緑化推進事業の一環として、市内生産農家による花木即売会を次のとおり開催します。

城址公園 花木即売会 市では、緑化推進事業の一環として、市内生産農家による花木即売会を次のとおり開催します。

城址公園 花木即売会 市では、緑化推進事業の一環として、市内生産農家による花木即売会を次のとおり開催します。

城址公園 花木即売会 市では、緑化推進事業の一環として、市内生産農家による花木即売会を次のとおり開催します。



大久保家伝来の毛抜太刀

恒例のお城まつり行事にあわせて特別展として「刀剣展」を開催します。

恒例のお城まつり行事にあわせて特別展として「刀剣展」を開催します。

恒例のお城まつり行事にあわせて特別展として「刀剣展」を開催します。

恒例のお城まつり行事にあわせて特別展として「刀剣展」を開催します。

市と市教育委員会の主催による第三十五回市美術展は、次のとおり開催されます。

市と市教育委員会の主催による第三十五回市美術展は、次のとおり開催されます。

市と市教育委員会の主催による第三十五回市美術展は、次のとおり開催されます。

市と市教育委員会の主催による第三十五回市美術展は、次のとおり開催されます。

市と市教育委員会の主催による第三十五回市美術展は、次のとおり開催されます。

市と市教育委員会の主催による第三十五回市美術展は、次のとおり開催されます。

5月の市民相談ご案内

Table with columns for consultation content (相談内容), dates (日), and times (時). Includes categories like general consultation, consumer life, and legal advice.

今月納税

納期限は5月31日(月)です。税金は納期内に納めましょう。

火災予防シリーズ

「火事は素早く119番」 火災の被害を大きくしないためには、早く知らせる必要があります。